平成２９年（フ）第２２号
松江市上乃木８丁目13番７－106号　ウィステリア
債務者　福間真衣子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３６号
松江市上乃木３丁目19番12号、前住所松江市東津田町1937番地１　コンフレール101号
債務者　村木三枝子
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７号
島根県雲南市木次町山方523番地15
債務者　原　　智佳
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月25日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６１号
神奈川県横須賀市芦名１丁目18番９号
債務者　小林惠津子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第８３号
神奈川県横須賀市長沢１丁目13番５－301号
債務者　粂　　一成
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第９４号
神奈川県逗子市沼間６丁目15番４号
債務者　秋庭麻奈美
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２９年（フ）第３８号
山口市宮野下1366番地２　宮野下団地Ｆ棟506号
債務者　木原　　勝
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１７８号
長野県大町市大町7022番地　市営住宅大新田団地63－12
破産者　荒井　正貴
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１８９号
長野県松本市大字岡田下岡田113番地１　ハピネスオカダ101号
破産者　後藤　良輔
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第２号
愛媛県宇和島市津島町北灘丙121番地３
破産者　武内ツルミ
1　決定年月日　平成29年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第２０１３号
札幌市東区北15条東18丁目１番27号　トレジャー15Ｂ－301号
破産者　山本真由美
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３４号
札幌市豊平区中の島２条８丁目１番14－101号
破産者　小林　真澄
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第９９号
青森県弘前市大字樹木１丁目10番地８　エスペランサ204号
破産者　伊藤逸智子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第７１５号
宮城県亘理郡亘理町逢隈高屋字道下１番地　イーストハイツ105
破産者　佐藤　一史
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８１３号
仙台市宮城野区新田２丁目８－28　東仙台レジデンス502号室、住民票上の住所宮城県多賀城市浮島字沢前26番地
破産者　加藤　弘子
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
茨城県北茨城市華川町下小津田446番地
破産者　鈴木　優子（旧姓馬場）
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９３号
茨城県稲敷郡阿見町大字阿見4284番地14　サニーハイツ201号室、前住所茨城県牛久市小坂町1912番地144
破産者　滝沢　正夫
1　決定年月日　平成29年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係